

**【改正】（市場有価証券等の価額）**

4-1-4 法人の有する市場有価証券等（令第119条の13第1項第1号から第4号まで《市場有価証券等の時価評価金額》に掲げる有価証券をいう。以下4-1-6までにおいて同じ。）について法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、再生計画認可の決定があった時の当該市場有価証券等の価額は、4-1-7《企業支配株式等の時価》の適用を受けるものを除き、令第119条の13第1項第1号から第4号まで及びこれらの規定に係る取扱いである2-3-30から2-3-32まで《市場有価証券等の時価評価金額の取扱い》により定められている価額による。

**【解説】**

- 1 本通達は、市場有価証券等（令119の13①一～四）について法人税法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合における価額の算定に関する取扱いを明らかにするものである。
- 2 内国法人について再生計画認可の決定等の事実が生じた場合において、その有する有価証券の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その再生計画認可の決定等の事実が生じた時の価額を基礎として計算される有価証券の評価益の額に相当する金額は、これらの事実が生じた日の属する事業年度の益金の額に算入することとされている（法25③、令24の2⑤）。

そして、ここでいう有価証券の価額とは、その有価証券が「使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額」（基通4-1-3）とされており、具体的には、旧通達4-1-4《上場有価証券等の価額》では、上場有価証券等の価額は、旧法人税法施行令第119条の13第1号から第3号まで《売買目的有価証券の時価評価金額》に掲げる価額及び旧通達2-3-30から2-3-34まで《上場有価証券等の時価評価金額の取扱い》に基づき計算した価額によることとしていた。また、法人税法第61条の3第1項第2号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的外有価証券については、再生計画認可の決定があった日以前1月間の市場価格の平均額によることも差し支えないこととしていた。

これは、旧金融商品会計基準において、その他有価証券の期末時価について、継続適用を条件として、期末前1月間の市場価格の平均額による評価が認められていたことによる（旧金融商品会計基準18(注7)）。

- 3 時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品会計基準から時価の算定に関する定めは削除され、時価算定会計基準では、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされた（時価算定会計基準8）。

この見直しを受けて、令和2年度の税制改正では、売買目的有価証券の時価評価金額が企業会計における時価と同様とされたことから、旧通達4-1-4をこれと同様となるよう見直すこととし、具体的には、市場有価証券等の時価評価金額の算定に関する法人税基本通達2-3-30から2-3-32までの取扱いによることとし、旧通達4-1-4の後段の「当該再生計画認可の決定があった日以前1月間の当該市場価格の平均額」に係る取扱いは削除している。

- 4 なお、改正後の本通達の取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を除く。）分の法人税について適用され、令和2年4月1日前に終了した事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度で旧金融商品会計基準を適用する事業年度を含む。）分の法人税については、旧通達4-1-4の取扱いの例によることとされている。ただし、令和2年4月1日以後に終了する事業年度（令和3年3月31日以前に開始した事業年度に限る。）で時価算定会計基準及び旧金融商品会計基準のいずれも適用しない事業年度については、旧通達4-1-4の取扱いを適用することができることに留意が必要である（令和2年改正通達経過的取扱い(4)）。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通4-1-4）を定めている。